

松前町コミュニケーション支援事業実施要綱

松前町コミュニケーション支援事業実施要綱（平成18年10月1日施行）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この告示は、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する身体障害者手帳の交付を受けた聴覚障がい者、音声機能障がい者及び言語機能障がい者（以下「聴覚障がい者等」という。）に手話通訳者又は要約筆記奉仕員（以下「手話通訳者等」という。）を派遣し、意思の疎通を容易にすることによって聴覚障がい者等の福祉の増進に資することを目的とする。

（実施主体及び運営主体）

第2条 松前町コミュニケーション支援事業（以下「支援事業」という。）の実施主体は松前町とする。

2 松前町は、この事業の運営を手話通訳者等を派遣することができる法人又は団体に委託するものとし、受託者を運営主体とする。

（利用対象者）

第3条 支援事業を利用できるものは、町内在住の聴覚障がい者等とする。

2 支援事業は、前項の聴覚障がい者等のほか、当該聴覚障がい者等が参加する集会等を町内で開催する場合に、次に掲げるものが利用できるものとする。

- （1） 県、市町、社会福祉協議会等の公的機関及び障がい者団体（以下「団体等」という。）
- （2） その他営利を目的としない催事の主催者

（派遣対象事項）

第4条 町長は、前条第1項の聴覚障がい者等が次に掲げる場合に該当するときは、手話通訳者等を派遣する。

- （1） 病気等の治療のために医療機関等を受診する場合若しくは健康の維持又は増進のために医療機関等を利用する場合
 - （2） 財産、労働等の権利の保持に関する場合
 - （3） 官公庁、裁判所、警察、公共職業安定所、学校等の公的機関と連絡調整を図る場合
 - （4） 社会参加を促進する学習活動等に関する場合
 - （5） 冠婚葬祭等に関する場合
 - （6） 前各号に掲げるもののほか、社会生活を営む上で町長が特に必要であると認める場合
- 2 前項の規定にかかわらず、前条第1項及び第2項に規定するものが手話通訳者等の派遣を希望する場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、手話通訳者等を派遣しないものとする。
- （1） 営利目的の場合
 - （2） 政治又は宗教活動に関する場合
 - （3） 遊興又は娯楽に関する場合

(利用の申請等)

第5条 支援事業を利用しようとするもの（以下「申請者」という。）は、個人の場合は利用しようとする日の7日前、団体等の場合は1か月前までに、コミュニケーション支援事業利用申請書兼依頼書（様式第1号）を町長に提出しなければならない。ただし、緊急の場合等やむを得ない事情があると認められるときは、期日後においても申請書を提出することができる。

(派遣の依頼等)

第6条 町長は、前条に規定する申請があった場合は、手話通訳者等の派遣の必要性を検討し、派遣の可否を判断するものとする。

2 前項の規定による検討の結果、手話通訳者等を派遣することを決定した場合は、コミュニケーション支援事業利用申請書兼依頼書により、その旨を受託者に通知するものとする。

3 町長は、第1項の規定による検討の結果、手話通訳者等を派遣することを却下した場合は、コミュニケーション支援事業利用却下決定通知書（様式第2号）により、その旨を申請者に通知するものとする。

(派遣の調整及び承認)

第7条 受託者は、前条第2項に規定する通知があった場合は、手話通訳者等として愛媛県聴覚障害者協会等に登録している者の中から派遣可能な者を調整し、コミュニケーション支援事業利用決定書（様式第3号）により町長及び申請者へ報告又は通知するものとする。

(派遣地域)

第8条 派遣できる地域は、原則として愛媛県内とする。

(派遣時間)

第9条 派遣時間は、原則として1回につき3時間を上限とする。

(費用負担)

第10条 支援事業に係る利用者の負担金は、無料とする。

(報告書の提出)

第11条 手話通訳者等は、派遣業務終了後、その内容等を記録し、申請者の確認を受けた後、遅滞なく受託者に手話通訳等派遣業務報告書（様式第4号）を提出する。

(派遣料の請求)

第12条 受託者は、前条の報告書が提出された場合は、業務の実績について検査を行い、その結果をもって、手話通訳者等派遣料請求書（様式第5号）及び手話通訳者等派遣手当等内訳書（様式第6号）を作成し、手話通訳等派遣業務報告書の写しを添えて、派遣業務に従事した日が属する月分を翌月10日までに町長に提出し、当該月分の派遣料を請求するものとする。

(遵守事項)

第13条 受託者及び手話通訳者等は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 受託者は、手話通訳者等の健康管理に配慮する。
- (2) 受託者は、手話通訳者等を派遣する際には、1人の通訳者が通訳する時間を原則として3時間以内とする。
- (3) 受託者は、研修の機会を設ける等、手話通訳者等の技術と知識の向上に配慮するとともに、手話通訳者等は、自らその技術と知識の向上に努めなければならない。
- (4) 手話通訳者等及び受託者は、申請者の身上及び家庭に関して知り得た秘密を守らなければならない。

- (5) 手話通訳者等は、聴覚障がい者等の人格を尊重し、その信条等によって差別的な扱いをしてはならない。

(その他)

第14条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

- 1 この告示は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 松前町手話通訳者派遣事業実施要綱（平成18年6月1日制定）は、平成23年3月31日限り廃止する。

様式第1号 (第5条、第6条関係)

コミュニケーション支援事業利用申請書兼依頼書

松前町長 様

申請日 年 月 日

申 込 者	氏 名 (団体名及び代表者名)			
	住 所 (代表者住所)	〒 TEL - FAX -		
派 遣 種 類		手話通訳者 要約筆記奉仕員		
派遣希望年月日		年 月 日		
派 遣 希 望 時 間		時 分 ～ 時 分		
派 遣 内 容				
派 遣 場 所				
待ち合わせ時間		時 分	待ち合わせ場所	
聴覚障がい者等人数		※団体での申込の場合は必ず記入してください。 人		
事前協議の内容				
備 考				

- (1) 申請書は、原則として事前に提出してください。なお、依頼の概要、参考資料等があれば添付してください。
- (2) 病気、事故等により急を要するため手話通訳者又は要約筆記奉仕員に直接派遣を依頼する場合には、終了後速やかに提出してください。
- (3) 団体行事等について申し込む場合には、できるだけ配置図・資料を添付してください。

年 月 日

(受託者名)

様

松前町長



上記内容にて派遣を依頼します。

様式第2号（第6条関係）

コミュニケーション支援事業利用却下決定通知書

様

年 月 日付けをもって申請のあったコミュニケーション支援事業利用について、
コミュニケーション支援事業実施要綱第6条第3項の規定に基づき、下記のとおり却下したので
通知します。

記

1 申請内容

2 却下の理由

不服の申立て

この決定に不服がある場合には、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、松前町長に対して異議申立てをすることができます。（なお、決定を知った日から60日以内であっても、決定の日から1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。）

また、この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内、町を被告として（訴訟において町を代表する者は町長となります。）、提起することができます（なお、決定を知った日から1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

ただし、異議申立てをした場合には、この決定の取消の訴えは、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。

問い合わせ先

松前町役場 福祉課
住 所 伊予郡松前町大字筒井631番地
電話番号 089-985-4112

様式第3号（第7条関係）

コミュニケーション支援事業利用決定書

年 月 日

松前町長 様

(受託者名)

年 月 日付で申込のあった派遣について、次のとおり通知します。

派遣種類	手話通訳者 要約筆記奉仕員		
派遣年月日	年 月 日		
派遣予定時間	時 分 ～ 時 分		
派遣内容			
派遣場所			
待ち合わせ時間	時 分	待ち合わせ場所	
派遣手話通訳者等			
派遣者の連絡先			
備考			

年 月 日

(申込者)
様

松前町長 印

年 月 日付で申込のあった派遣については上記のとおり決定したので通知します。

(注) 待ち合わせ時間から 30 分を経過しても指定の場所に来られない時は、派遣者は帰る場合がありますのであらかじめご了承ください。

様式第 4 号（第 1 1 条関係）

手話通訳等派遣業務報告書

年 月 日

(受託者)
様

(通訳者氏名)
印

活 動 日	年 月 日		
派遣時間※	時 分 ～ 時 分		
申 込 者		派遣場所	
方 法	手話通訳 要約筆記		
派遣内容		対 象 者	人

※待ち合わせ時間から業務終了までの時間。ただし、食事等の休憩時間は除く（5 分単位で記入）
上記内容を確認しました。

申請者署名

(通訳者) 内容・感想・問題点等を記入			
待ち合わせ場所までの交通費		円	
内 訳	公共交通機関		円
	()		
	車	(km)	円
	バイク	(km)	円
	その他	()	円

様式第5号（第12条関係）

年 月 日

松前町長 様

(受託者)

印

手話通訳者等派遣料請求書（ 月分）

標記派遣にかかる経費について、下記のとおり請求します。

記

一金 円也

様式第 6 号（第 1 2 条関係）

手話通訳者等派遣手当等内訳書

派遣種類（ 手話通訳 ・ 要約筆記 ）

派遣日	申込者	通訳者	派遣時間		交通費等
／			： ～ ：	時間 分	円
／			： ～ ：	時間 分	円
／			： ～ ：	時間 分	円
／			： ～ ：	時間 分	円
／			： ～ ：	時間 分	円
／			： ～ ：	時間 分	円
／			： ～ ：	時間 分	円
／			： ～ ：	時間 分	円
／			： ～ ：	時間 分	円
／			： ～ ：	時間 分	円
／			： ～ ：	時間 分	円
／			： ～ ：	時間 分	円
／			： ～ ：	時間 分	円
／			： ～ ：	時間 分	円
／			： ～ ：	時間 分	円
／			： ～ ：	時間 分	円
／			： ～ ：	時間 分	円
／			： ～ ：	時間 分	円
／			： ～ ：	時間 分	円
計	派遣調整回数	回		時間 分	円
単価・調整	①単価 円	②計 回	③単価 円	④計 時間	
小計	⑤(①×②) 円		⑥(③×④) 円		⑦ 円
合計	⑤+⑥+⑦ 円				